

医療機関・薬局・薬店 医療事務担当者の皆様へ

国民健康保険・後期高齢者医療制度・福祉医療の資格について

被保険者証等確認時に注意して
いただきたい事項について



<国民健康保険・後期高齢者医療に関するお問い合わせ>
東広島市 国保年金課 TEL 082-420-0933

その他の医療等に関するお問い合わせは

乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療	こども家庭課 子育て総務係	082-420-0941
重度障害者医療	障害福祉課 障害福祉係	082-420-0180

令和5年7月発行
東広島市



目 次

国民健康保険のトピックス 2

- ・ 令和5年度の変更点
- ・ 自己負担割合
- ・ 一部負担金(病院等の窓口負担)の減免
- ・ 限度額適用認定証等の性別表記
- ・ 被保険者証の有効期限
- ・ 臓器提供意思表示欄
- ・ オンライン資格確認について

1	国民健康保険(一般被保険者証)	5
2	国民健康保険(被保険者資格証明書)	7
3	国民健康保険(被保険者証兼高齢受給者証)	8
4	国民健康保険(限度額適用(・標準負担額減額)認定証)	9
5	国民健康保険(特定疾病療養受療証)	11

後期高齢者医療制度のトピックス 12

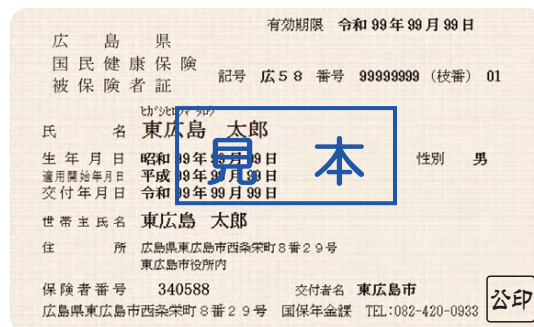
6	後期高齢者医療制度	13
7	乳幼児等医療費受給者証	15
8	ひとり親家庭等医療費受給者証	15
9	重度障害者医療費受給者証	16
10	重度障害者医療費受給者証(精神)	16

国民健康保険のトピックス

令和5年度の変更点

★被保険者証の色が変わります

令和4年度は、青色の被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証を発行していましたが、令和5年8月1日からはどちらもオレンジ色に変わります。



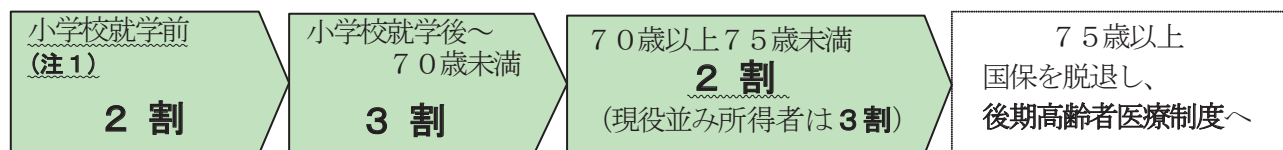
(見本は国民健康保険被保険者証)

★被保険者証の更新時期

8月1日から新しい被保険者証となります。新しい被保険者証は、7月中旬に各世帯へ郵送する予定です。

発行システムの都合上、7月12日からは従来のカード（青色）で被保険者証を発行することができません。このため、7月12日から7月31日までの間に発行する被保険者証は、有効期限が令和5年7月31日で切れるものも、新しいカード（オレンジ色）で発行することになりますので、ご注意ください。

自己負担割合



(注1) 小学校就学前の3月31日まで。

一部負担金(病院等の窓口負担)の減免

国保被保険者が医療機関へ入院する必要があるが、世帯主又は被保険者が災害や失業、干ばつ等による不作不漁等により、その生活が一時的に著しく困窮し、当該世帯の所有する資産等の活用を図ったにもかかわらず、医療機関での一部負担金の支払いが困難である場合、世帯主からの申請により一部負担金の免除、減額、徴収猶予を受けることができます。

限度額適用認定証等の性別表記

令和3年度法改正により、限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証の性別表記が不要になりました。なお、被保険者証には引き続き性別を表記しますが、希望者には被保険者証表面に記載せず、裏面備考欄に「戸籍上の性別は○」と表記しています。

被保険者証の有効期限

★ 被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は、
令和6年7月31日です。

ただし、次の場合、保険証の有効期限が通常より短いことがあります。

国保から後期高齢者医療制度に切り替わる場合

令和5年8月2日から令和6年7月31日までの間に75歳になる方の有効期限は、**75歳の誕生日の前日**です。有効期限後は国保を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

誕生日までに新しい被保険者証（後期高齢者医療被保険者証）を郵送します。

外国人で在留資格が切れる場合

外国人の方で、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に在留資格が切れる方の有効期限は、在留資格の満了日の翌日までです。在留資格の更新後、被保険者証も切り替える必要があります。

学生用の保険証（マル学）

学生用の被保険者証の有効期限は、**令和6年3月31日**です（今年度卒業予定の方のみ）。来年度も同一校に修学予定の方の有効期限は、通常の有効期限となります。

保険税の滞納がある場合

一定期間保険税の納付が無い世帯には、有効期限が短い被保険者証を交付しています。

	対象者	被保険者証の有効期限
有効期限が違うケース	昭和23年8月2日～ 昭和24年7月31日生まれの方	75歳の誕生日の前日
	令和6年7月31日までに在留資格が切れる外国人の方	在留資格満了日の翌日
	令和6年3月で卒業予定の学生用の被保険者証の方（マル学）	令和6年3月31日
	保険税の滞納のある方	令和6年1月31日

臓器提供意思表示欄

被保険者証の裏に臓器提供意思表示欄を設けています。

※必要に応じて、保護シールで隠している場合があります。

《臓器移植に関するお問い合わせ先》 （公社）日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1069
ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

オンライン資格確認について

★オンライン資格確認とは

医療機関や薬局が窓口で患者から提示されたマイナンバーカードや被保険者証をもとに、加入している健康保険の資格情報等をオンラインで確認できる仕組みのことです。

★オンライン資格確認でできること

● マイナンバーカードが被保険者証として利用できる

マイナンバーカードを利用すると、就職や転職、引っ越しをしても新しい被保険者証の到達を待たずに医療機関等を受診できます（※ただし、保険者への加入・脱退の手続きはこれまでどおり必要です。手続きからオンライン資格確認への反映まで数日かかることがありますので、手続き後すぐに受診されたときは被保険者証を確認してください）。

● 限度額適用認定証等の情報が確認できる

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合^{※1}、以下の書類の情報を確認することができます。患者が被保険者証を持参した場合でも情報を確認することができますが、特定疾病療養受療証の情報のみ被保険者証を利用登録したマイナンバーカードが必要です。

- ・ 限度額適用認定証
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証^{※2}
- ・ 特定疾病療養受療証^{※3}（マイナンバーカードを被保険者証として利用している場合のみ）

乳幼児等医療、ひとり親、重度障害者医療等の受給者証は、これまでどおり必要です。

- ※1 顔認証付きカードリーダーを使用する場合は、患者の画面操作により意思確認を行います。患者が被保険者証を持参した場合は、口頭にて意思確認を行います。
- ※2 非課税世帯（適用区分「オ」または「区分Ⅱ」）で長期入院（入院日数 90 日超）に該当するとき等はこれまでどおり申請が必要な場合があります。手続きからオンライン資格確認への反映まで数日かかることがありますので、手続き後すぐに受診されたときは限度額適用・標準負担額減額認定証を確認してください。
- ※3 特定疾病療養受療証の事前申請はこれまでどおり必要です。手続きからオンライン資格確認への反映まで数日かかることがありますので、手続き後すぐに受診されたときは特定疾病療養受療証を確認してください。

1 国民健康保険（一般被保険者証）

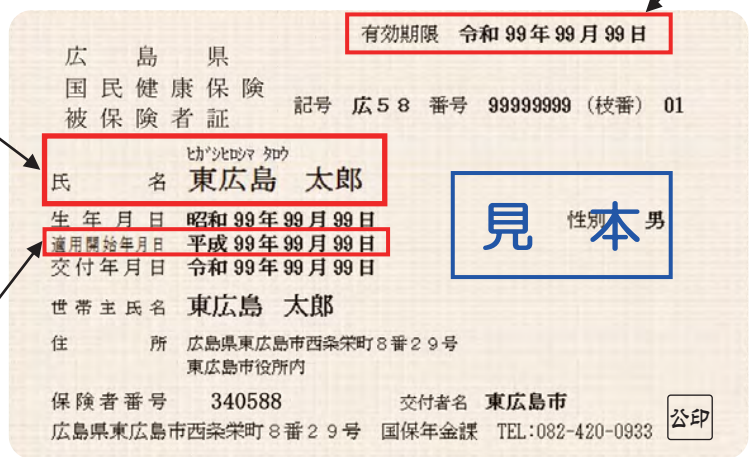
【オレンジ色】

●被保険者証の様式

被保険者の氏名
(ここに記名のある人は資格があります。)

この保険証番号での国保
資格の発生日

被保険者証の有効期限



●適用開始年月日

この保険証番号での国保資格の発生日です。
※交付年月日は、資格取得日ではありません。

●有効期間 (P 3「被保険者証の有効期限」参照)

被保険者証の有効期間は、カードの中ほどに記載の「交付年月日」から、右上に記載の「有効期限」までです。診察時には必ず確認してください。

●東広島市の保険者番号

一般被保険者証 340588

●負担割合 (P 2「自己負担割合」参照)

- ① ②～③以外の保険診療の費用・・・3割
- ② 小学校就学前まで・・・2割
- ③ 70歳の誕生日の翌月以降・・・被保険者証兼高齢受給者証に示す割合
(1日生まれの場合は誕生月以降)

●資格証明書から被保険者証への種別変更

資格証明書から一般被保険者証へ変更になった場合は、交付年月日が証種別変更日になります。

※診療時に被保険者証をお持ちでなく、後日被保険者証を提示された場合等には特に確認をお願いします。

●擬制世帯主について

国民健康保険被保険者証は世帯主に交付されます。

国保の資格がない世帯主を「擬制世帯主（通称：擬主）」といい、国保に加入していなくても被保険者証の世帯主氏名欄に氏名が記載されます。

加入者は、必ず被保険者証の「氏名」欄で確認してください。

<新しい保険証>

ここに名前のある人が国保の給付を受けられる人です。

擬制世帯主であっても、世帯主氏名欄に記載されます。

有効期限 令和 99年 99月 99日	
広島県 国民健康保険 被保険者証	記号 広58 番号 99999999 (枝番) 01
氏名 東広島 太郎	性別 男
生年月日 昭和 99年 99月 99日 適用開始年月日 平成 99年 99月 99日 交付年月日 令和 99年 99月 99日	見本
世帯主氏名 東広島 太郎	
住所 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所内	
保険者番号 340588	交付者名 東広島市
広島県東広島市西条栄町8番29号 国保年金課 TEL:082-420-0933 公印	

●被保険者証の再交付

被保険者証を再交付した場合には、被保険者証証面に再交付の印を押しています。交付年月日欄には再交付した日付が記載されます。

「再交付」印があります。

再交付された日になります。

有効期限 令和 99年 99月 99日	
広島県 国民健康保険 被保険者証	記号 広58 番号 99999999 (枝番) 01
氏名 東広島 太郎	性別 男
生年月日 昭和 99年 99月 99日 適用開始年月日 平成 99年 99月 99日 交付年月日 令和 99年 99月 99日	見本
世帯主氏名 東広島 太郎	
住所 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所内	
保険者番号 340588	交付者名 東広島市
広島県東広島市西条栄町8番29号 国保年金課 TEL:082-420-0933 公印	

2 国民健康保険（被保険者資格証明書） 【薄茶色】

被保険者資格証明書は国民健康保険の加入者であることを証明する書類であり、医療費はいったん10割負担していただきます。
資格証明書は、一人に一枚発行されます。

● 資格証明書の様式

広島県国民健康保険 被保険者資格証明書	
有効期限 交付年月日	まで 交付
記号	番号
世帯主	住所 氏名
被保険者	氏名 生年月日
交付者	保険者番号 並びに交付者 の名称及び印

340588
広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市
TEL (082)420-0933

公印

見本

● 医療機関での取扱い

- 医療機関は医療費の10割を徴収してください。
- 領収書を発行し、「特別療養費」の申請（※）について説明してください。

（※）資格証明書で受診したときの保険負担分の支給に関しては、被保険者が市に申請した後、被保険者本人に対して支給できるかどうかを審査することになります。領収書を持って市へ申請していただくよう、説明をお願いします。

● レセプト作成上の注意

- 右上余白に朱書きで「特別療養費」と記載してください。
- 通常のレセプトと別に綴り、総括表をつけてください。
- 請求書は不要です。
- 国保連合会へ送付してください。

3 国民健康保険（被保険者証兼高齢受給者証）【オレンジ色】

広島県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 令和 99年 99月 99日 発効期日 令和 99年 99月 99日	被保険者証兼高齢受給者証の 有効期限
記号 広58 番号 99999999 (枝番) 01		この証に記載された負担割合の 適用開始日
氏名 東広島 太郎	性別 男	高齢受給者証の対象者です。
生年月日 昭和 99年 99月 99日 適用開始年月日 平成 99年 99月 99日 交付年月日 令和 99年 99月 99日	負担割合 2割	負担割合 2割 現役並み所得者以外の方 3割 現役並み所得者
世帯主氏名 東広島 太郎		
住所 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所内		
保険者番号 340588 交付者名 東広島市	公印	
広島県東広島市西条栄町8番29号 国保年金課 TEL:082-420-0933		

●有効期間（P3「被保険者証の有効期限」参照）

被保険者証兼高齢受給者証の有効期間は、カードの中ほどに記載の「交付年月日」から、右上に記載の「有効期限」までです。診察時には必ず確認してください。

※令和6年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する人の有効期限は、75歳の誕生日の前日になります。

●交付対象者

70歳以上75歳未満の国保加入者に交付しています。

（70歳の誕生月の翌月1日（1日が誕生日の人は誕生月）から75歳の誕生日の前日まで適用）

●負担割合

現役並み所得者以外の方は**2割負担**です。

現役並み所得者の方は**3割負担**となります。

※記載されている負担割合が適用されるのは、証右上に記載の「発行期日」から「有効期限」までです。

●更新時期

毎年8月1日に更新を行います。

所得、世帯等に異動があった場合には随時変更があります。

4 国民健康保険(限度額適用(・標準負担額減額)認定証)

●70歳未満の人 【オレンジ色】【緑色】

70歳未満の人の国保被保険者用の限度額適用(・標準負担額減額)認定証は適用区分の違いによって次の種類があります。

①限度額適用認定証

適用区分	自己負担限度額(月額)	過去12か月で4回目以降の自己負担限度額(多数回該当)
ア	252,600円＋ (医療費総額－842,000円)×1%	140,100円
イ	167,400円＋ (医療費総額－558,000円)×1%	93,000円
ウ	80,100円＋ (医療費総額－267,000円)×1%	44,400円
エ	57,600円	44,400円
オ	35,400円	24,600円

②標準負担額減額認定証

『適用区分オ』の人は、入院時の食事代の標準負担額(一食460円)が減額されます。

☆ 入院時食事代の負担

入院日数が 90日以下・・・210円

90日超・・・160円(長期認定)※

証の有効期限は毎年7月31日となっています。(一部例外あり)。

適用区分が表記されます。

長期認定の人には、**保険者印**があります。必ず確認してください。

適用区分ア～エの認定証 オレンジ色

適用区分オの認定証 緑色

※「長期認定」:『適用区分オ』で、かつ過去1年間に減額認定の適用を受けて入院した日数が90日を超える場合、対象者の申請により認定するものです。必ず**該当年月日**と**保険者印**があることを確認して適用してください。該当年月日は、基本的に申請日の翌月1日です。

● 70歳以上75歳未満の人 【オレンジ色】【緑色】

世帯内の世帯主および国保被保険者が全員非課税の人、及び『住民税課税所得が145万円以上690万円未満の70歳以上75歳未満の国保被保険者』がいる世帯の人が申請をされた際に、こちらの証を交付しています。

証の有効期限は毎年7月31日となっています。(ただし、後期高齢者医療保険に移行する人は該当日の前日となります)

適用区分が表記されます。

長期認定の人には、**保険者印**があります。必ず確認してください。

現役並み所得者 I, II の認定証 オレンジ色

区分 I, II の認定証 緑色

☆認定証を使用しない場合

保険証 一部負担 割合	自己負担限度額 (月額)		過去12か月で4回目以降の 自己負担限度額(多数回該当)	入院時食事代 (1食あたり)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)	外来+入院 (世帯単位)	
3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%		140,100円	460円
2割	18,000円*	57,600円	44,400円	460円

※年間(8月~翌年7月)上限144,000円

☆認定証を使用した場合

適用区分	自己負担限度額 (月額)		過去12か月で4回目以降の 自己負担限度額(多数回該当)	入院時食事代 (1食あたり)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み 所得者 II	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		93,000円	460円
現役並み 所得者 I	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円	460円
区分 II	8,000円	24,600円	24,600円	入院日数が 90日以下 210円 90日超 160円
区分 I	8,000円	15,000円	15,000円	100円

5 国民健康保険（特定疾病療養受療証）

【水色】

広島県 国民健康保険 特定疾病療養受療証		特定疾病療養受療証は加入している 保険者から交付されます。
有効期限	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
認定疾病名		認定を受けた特定疾病の名称が表記 されます。
記号	広 5 8	番号
被 保 険 者	氏名	見 本
	生年月日	
発効期日	年 月 日	
自己負担 限度額		1 医療機関における 1 か月の本人の 支払い限度額が表記されます。
保険者番号 並びに交付 者の名称及 び印	3 4 0 5 8 8 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市 TEL (082)420-0933	公印

●交付対象者

国民健康保険の資格を持っている人で、次の疾病による療養を受けている人。

- ① 人工透析を実施している慢性腎不全
- ② 先天性血液凝固第Ⅷ因子（血友病）
- ③ 後天性免疫不全症候群（HIV）

指定難病は広島県（西部東保健所）082-422-6911 が窓口になります。

●本人の負担

医療機関での支払い限度額は、1 医療機関につき 1 か月 1 万円。

※ 70 歳未満の慢性腎不全による認定者のうち、上位所得世帯に属する者は 1 か月 2 万円。

特定疾病以外の診療に係る費用は、通常の自己負担となります。

上位所得世帯・・・基礎控除（43 万円）後の国保被保険者全員の年間所得の合計が
600 万円を超える世帯（擬制世帯主は除く）

後期高齢者医療制度のトピックス

- 令和4年10月1日から、医療費の窓口負担割合が「1割」、「2割」、「3割」の3区分になりました。

令和4年10月1日以降

非課税世帯	一般課税世帯	現役並み所得者
1割		2割※
		3割

↑

令和4年9月30日まで

非課税世帯	一般課税世帯	現役並み所得者
1割		3割

※2割になる条件

同じ世帯内に課税所得28万円以上145万円未満の被保険者がおり、

- ① 世帯内に被保険者が1人の場合、年金収入+その他合計所得が200万円以上
- ② 世帯内に被保険者が2人以上の場合、年金収入+その他合計所得が320万円以上

- 限度額の区分も「一般」が「一般Ⅰ」と「一般Ⅱ」に分かれ、現在の6区分から7区分に増えました。
2割負担の方の区分は「一般Ⅱ」です。

低所得Ⅰ、Ⅱ	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並みⅠ～Ⅲ
1割負担		2割負担	3割負担
現行通り	現行の「一般」と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・入院：現行の「一般」と同じ ・外来：18,000円 または 6,000円+（医療費-30,000）×10% のいずれか低い方を適用※ （ただし、医療費が30,000円未満の場合は30,000円とみなします。） 	現行通り

※外来の1か月あたりの負担増額を3,000円までに抑えるための経過措置です。
令和4年10月1日から令和7年9月30日までの期間に限ります。

6 後期高齢者医療制度

●加入対象者

- ・ 75歳以上の人（75歳の誕生日から対象となります。）
- ・ 65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある人（広域連合の認定を受けた日から対象となります。）

①後期高齢者医療被保険者証 【紫色】

後期高齢者医療制度の資格取得日が表記されます。	後期高齢者医療被保険者証	
	有効期限 令和 6年 7月31日 交付年月日 令和●●年●●月●●日	
証に記載されている内容が効力を発した日が表記されます。	被保険者番号	●●●●●●●●
	住所	○市見本町○番○号
負担割合が表記されます。	氏名	広域 太郎 男
	生年月日	昭和●●年●●月●●日
東広島市の保険者番号は39342126です。	資格取得年月日	令和●●年●●月●●日
	発効期日	令和●●年●●月●●日
	一部負担金の割合	●割
	保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合 公印

●医療費負担

原則、1割負担となりますが、同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合2割負担の可能性があり。また、現役並み所得者は3割負担になります。

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人です。

※ただし、次の人は1割または2割負担になります。

- ・ 単身世帯（同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の世帯）で総収入が383万円未満
- ・ 複数世帯（同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上の世帯）で総収入が520万円未満

②後期高齢者医療特定疾病療養受療証 【薄い茶色】

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日	
認定疾病名	
被保険者番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	
発行期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39342126 広島県後期高齢者医療広域連合 公印

●交付対象者

後期高齢者医療制度加入者で、特定の疾病による療養を受けている人。特定疾病は次の3種類です。

1. 人工透析を実施している慢性腎不全
2. 先天性血液凝固第Ⅷ因子（血友病）
3. 後天性免疫不全症候群（HIV）

※指定難病（特定疾患）は広島県（西部東保健所）が窓口になります。

●本人の負担

特定疾病に係る医療費の1か月あたりの上限額が、1医療機関につき1万円となります。

●有効期限

有効期限はありません。

③後期高齢者医療限度額適用(・標準負担額減額)認定証 【灰色・緑色】

世帯内の全員が住民税非課税の人、及び『住民税課税所得が145万円以上690万円未満の後期高齢者医療制度被保険者』がいる世帯の人が申請をされた際に、こちらの証を交付しています。

毎年7月31日が証の有効期限となります。対象者については自動更新されます。

適用区分が表記されます。

「長期入院該当」は、低所得者Ⅱの認定後12か月の期間内における入院日数が90日を超えた場合に、申請により認定します。必ず保険者印があることを確認してください。

現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの認定証 灰色

低所得者Ⅰ、Ⅱの認定証 緑色

☆認定証を使用しない場合

保険証 一部負担 割合	自己負担限度額 (月額)		過去12か月で4回目以降の 自己負担限度額(多数回該当)	入院時食事代 (1食あたり)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)		
3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%		140,100円	460円
2割	18,000円または (6,000円+(医療費-30,000円)× 10%)の低い方*	57,600円	44,400円	
1割	18,000円*	57,600円	44,400円	

※年間(8月～翌年7月)上限144,000円

☆認定証を使用した場合

適用区分	自己負担限度額 (月額)		過去12か月で4回目以降の 自己負担限度額(多数回該当)	入院時食事代 (1食あたり)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)		
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		93,000円	460円
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円	
区分Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円	入院日数が 90日以下 210円 90日超 160円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円	15,000円	100円

※「乳幼児等医療費受給者証」については令和5年8月1日以降の対象者について記載しています。
令和5年7月31日までの対象者については、令和4年7月発行の本書をご覧ください。

7 乳幼児等医療費受給者証

【藤色】

乳幼児等医療費受給者証		
公費負担者番号	90340589	
公費負担医療の受給者番号		
乳幼児等	氏名	
	生年月日	
保護者	氏名	
	住所	
一部負担金(自己負担)限度額	通院	500円/日(月4日まで)
	入院	500円/日(月14日まで)
有効期間		
発行機関名及び印	東広島市 公印	
交付年月日		

<対象者及び一部負担金>

通院/0歳児～中学3年生 入院/0歳児～高校3年生
→500円/日

- ・1月あたり1医療機関で入院14日・通院4日まで
- ・保険薬局で支給される薬剤については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

0歳児：「8」 1歳児：「4」 2歳児：「5」 3歳児：「6」
4歳児：「7」 5歳児：「9」 6歳児：「3」 就学児：「1」

※東広島市の乳幼児等医療については、受給者番号が「2」で始まることはありません。

※高校1年生から高校3年生までの児童が入院する場合、医療費助成を受けるには申請が必要です。手続きについて、保護者の方にご案内ください。

<有効期間>

○対象児童の誕生月の末日(1日生まれは前月の末日)

※1 中学3年生(15歳児)は15歳到達の3月31日まで

※2 6歳児は、就学前の3月31日までで一旦、有効期限を迎えます。4月1日以降は、対象児童の誕生月の末日(1日生まれは前月の末日)までを有効期間とする受給者資格に更新するため、【新しい番号】での受給者証をあらためて送付します。

8 ひとり親家庭等医療費受給者証

【イエロー】

ひとり親家庭等医療費受給者証		
公費負担者番号	92340587	
公費負担医療の受給者番号		
受給者	氏名	
	生年月日	
住所	住所	
	住所	
一部負担金(自己負担)限度額	通院	500円/日(月4日まで)
	入院	500円/日(月14日まで)
有効期間		
発行機関名及び印	東広島市 公印	
交付年月日		

<対象者及び一部負担金>

18歳到達の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母及びその児童等

→500円/日

- ・1月あたり1医療機関で入院14日・通院4日まで
- ・保険薬局で支給する薬剤については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

受給者番号は全て「2」で始まり、末尾の数字2桁が親と子で異なります。

<有効期間>

毎年8月に更新するため、有効期間の満了日は翌年の7月31日です。(ただし、18歳到達者については、3月31日まで。)

※乳幼児等医療及びひとり親家庭等医療は市町によって内容が異なる場合があります。

※乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療のお問い合わせは、

こども家庭課 子育て総務係

TEL: 082-420-0941

9 重度障害者医療費受給者証 【ブルー】

重度障害者医療費受給者証	
公費負担者番号	91340588
公費負担医療の受給者番号	見本
受住所	見本
氏名	
生年月日	
有効期間	見本
一部負担金(自己負担)限度額	通院 200円/日(月4日まで) 入院 200円/日(月14日まで)
発行機関名及び印	東広島市 公印
交付年月日	

<対象者及び一部負担金>

身体障害者手帳1級～3級：200円/日

療育手帳 ㉠、A、㉡：200円/日

※ 所得制限あり

- ・1月あたり1医療機関で入院14日・通院4日まで
- ・保険薬局で支給される薬剤と治療用装具費については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

【身体手帳1級～3級、療育手帳㉠、Aの方】

65歳未満：「2」

65歳以上：「4」※後期高齢者医療制度への加入が必要

【療育手帳㉡の方】

75歳未満：「2」

75歳以上：「4」

<有効期間>

毎年8月に更新するため、有効期間は翌年の7月31日までです。

(年度途中で65歳の誕生日を迎える方はその前日までです。)

10 重度障害者医療費受給者証 (精神) 【白色】

重度障害者医療費受給者証(精神)	
公費負担者番号	91340588
公費負担医療の受給者番号	見本
受住所	見本
氏名	
生年月日	
有効期間	見本
一部負担金(自己負担)限度額	通院のみ 200円/日(月4日まで)
発行機関名及び印	東広島市 公印
交付年月日	

<対象者及び一部負担金>

精神障害者保健福祉手帳1級

かつ自立支援医療(精神通院)受給者：200円/日

※ 所得制限あり

- ・1月あたり1医療機関で通院4日まで
- ・保険薬局で支給される薬剤と治療用装具費については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

65歳未満：「502」

65歳以上：「504」※後期高齢者医療制度への加入が必要

<有効期間>

毎年8月に更新するため、有効期間は翌年の7月31日までです。

(年度途中で65歳の誕生日を迎える方はその前日までです。)

※重度障害者医療費受給者証・重度障害者医療費受給者証(精神)に関するお問い合わせは、

障害福祉課

TEL：082-420-0180

市役所本庁舎 申請・交付場所

(令和5年7月1日現在)

